

井戸の応急復旧に向けた対応について

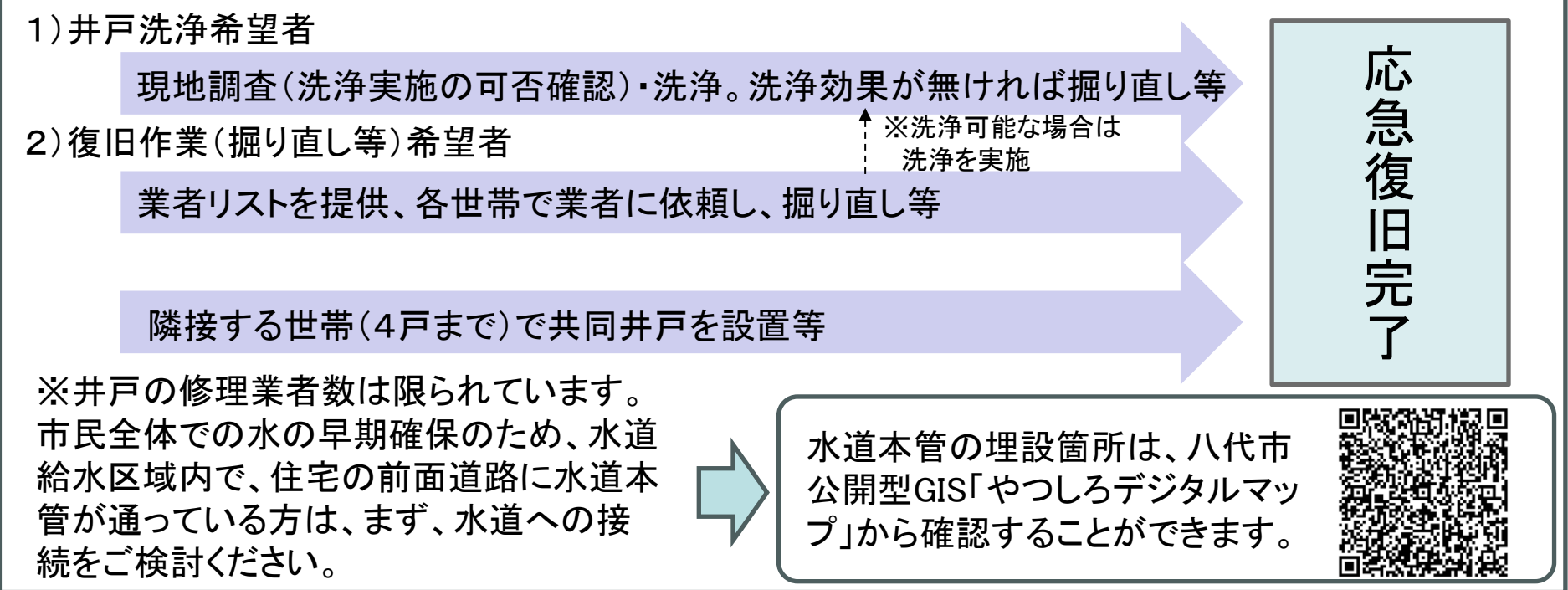
これまでの対応

○8月15日から被害状況や住民のニーズ等を把握し、希望者へ井戸の現地調査・洗浄を順次実施。
○9月6日時点で、支障ありとのニーズは約3,400件（八代市）。
○これまでの実績から、約6割程度の世帯で掘り直し（従来と同様の井戸）が必要な見込み。

今後の対応

○住民の皆様に対して、井戸の掘り直し（従来と同様の井戸）等が可能な業者のリストを周知するとともに、費用については支援を行います。
○井戸の機能が回復した場合、周囲の被災者への給水支援などにご協力いただきます。
○また、八代市に井戸復旧等に係るコールセンターを設置し、支援制度に関する解説等を行います。

井戸の掘り直し等※の流れ



井戸の洗浄作業の概要

申込み

- ・アンケート（実施済）または市のWEBサイトから申し込みます。

→ <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326949/index.html>

- ・住民の方の費用の負担はありません。

国は災害救助法に基づき洗浄費用を支援します。

▽洗浄作業の状況写真



現地踏査

- ・井戸の設置状況を確認し、洗浄を実施可能かを判断します。

- ・井戸水対応チーム※から専門業者を派遣します。

※井戸水対応チームは国・熊本県・八代市・全国さく井協会による支援組織です。

▽洗浄が可能な場合

調査・洗浄

- ・井戸の中の泥や砂を除去・洗浄した上で、井戸内の不具合を調査します。

- ・井戸水対応チーム※から施工業者を派遣します。

※井戸水対応チームは国・熊本県・八代市・全国さく井協会による支援組織です。

▽機能回復しなかった場合

掘り直し等※

※掘り直し等にも支援がありますが、支援限度額を超えた場合には自己負担が発生します。 2

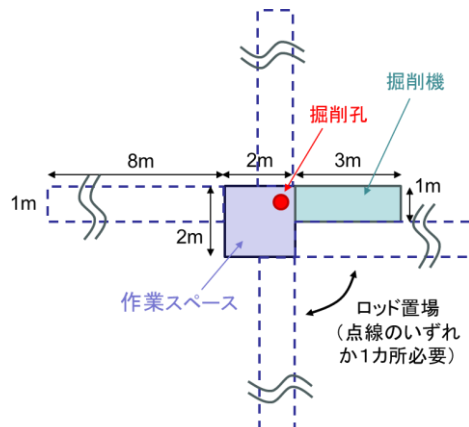
洗浄が不可能な場合

井戸の復旧作業(掘り直し等)の概要

- 井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、**周囲の被災者への給水支援などにご協力**いただきます。
- 井戸が飲用水を得る唯一の手段である、以下の方々は、井戸の復旧作業(掘り直し等)が可能です。
なお、**リ災証明書は不要**です(家屋の損傷度合いは問わない)。
 - 1) 井戸孔がコンクリートで被覆されている等により、「洗浄を実施できなかった。」
 - 2) 洗浄では井戸の機能が回復しないことが判明し、「洗浄を実施しなかった。」
 - 3) 井戸の洗浄を実施したものの、「井戸の機能が回復しなかった。」
- 井戸の復旧は、4ページのいずれかの方法を想定しています。
- これらの**復旧に対しては、1世帯あたり最大で75.7万円の支援**があります(※一部、条件があります)。
- 県外業者が修理する場合の**掛かり増し経費(移動費・宿泊費等)については、別途修理業者に市が直接補助**する予定です(個人でお支払いいただく必要はありません)。
- こうした現場作業が可能な修理業者のリストを追ってご提示させていただく予定です。
- 作業実施にあたっては、**事前に市の審査を受けていただく必要がございます(なお、既に修理作業に着手している場合でも、支払い前の場合は支援可能なこともあるので、市へご相談ください)**。住民の皆様から修理業者にご連絡いただき、見積もり書等を添えて市に申込みを行っていただきます。
(詳細は5・6ページを参照)
- 井戸の掘り直し作業には一定程度の作業スペースが必要です。



井戸の掘り直し作業の様子



井戸掘削に必要な作業スペース(平面図)

○井戸の応急修理にかかる費用

費用は井戸の故障の状況、工法、地盤、掘削深度、作業スペース等の状況により大きく異なります。実際の費用は、修理業者に見積を依頼してください。

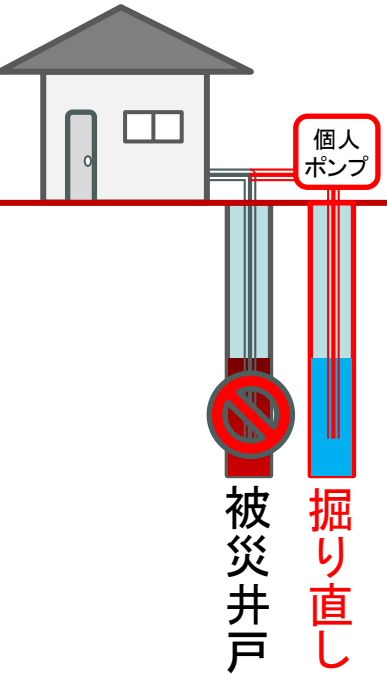
(参考: 修理業者の見積例(税込金額))

硬質ポリ塩化ビニル管(口径50mm)、掘削深30mの小規模井戸のパークッション工法による掘り直しの費用

- ・井戸本体の掘り直し: 約57万円
(地盤や工法等により変動あり)
- ・ポンプ設置: 約19万円
(ポンプの仕様等により変動あり)

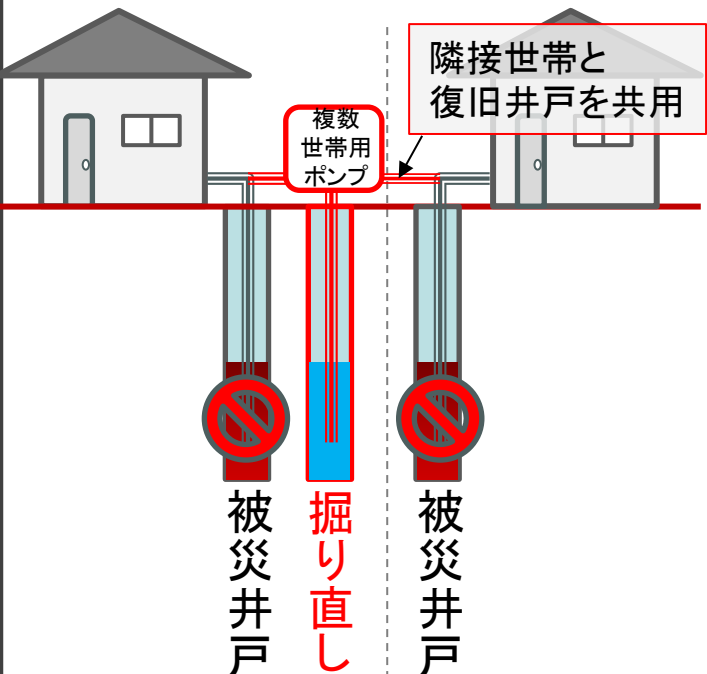
井戸の復旧方法

被災井戸を
単独世帯で掘り直し



最大75.7万円/世帯

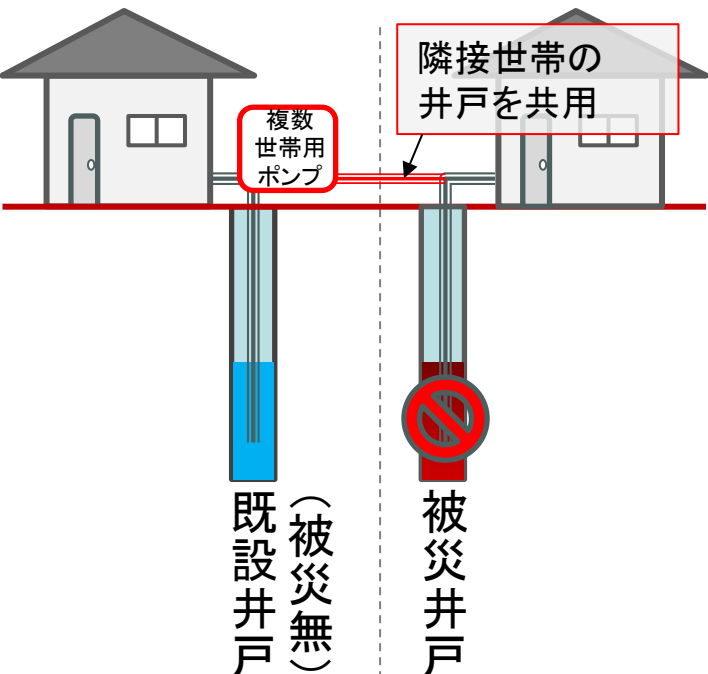
被災井戸を
複数世帯(最大4世帯)での
共用を前提に掘り直し



最大75.7万円/世帯 × n世帯
(最大4世帯)

※世帯同士が接していることなど、支援には条件がありますので、事前に市コールセンターにご相談ください。

被災しなかった世帯の既設井戸を
複数世帯(最大4世帯)で
共用するためのポンプ・配管整備



最大75.7万円/世帯 × n世帯
(最大3世帯)

※共用できる世帯数は 既設井戸の給水能力に応じる

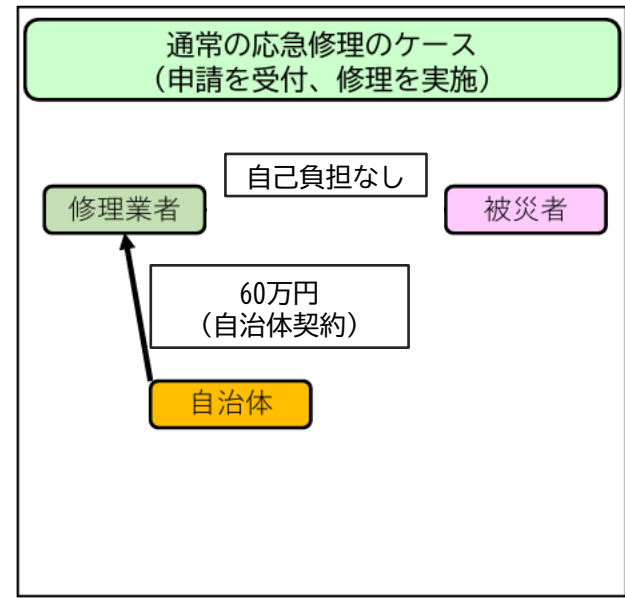
※県外業者が修理する場合の掛かり増し経費(移動費・宿泊費等)については、別途修理業者に市が直接補助する予定です。

井戸の復旧等に関する留意事項

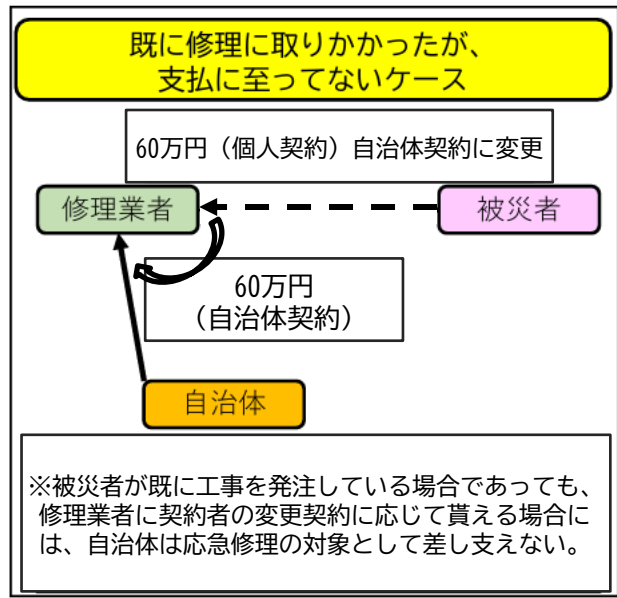
- 災害救助法の通常の手続きでは、被災者が市に応急修理を申込みして、市の審査を受けてから、修理業者と契約(支援限度額の範囲内:市⇄修理業者、限度額の範囲外:被災者⇄修理業者)することとされています。
- 一方、被災者の中には、井戸の復旧について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合があります(契約:被災者⇄修理業者)。支払い前の場合は、速やかにコールセンターにご相談ください。なお、工事完了し、被災者が修理業者に修理費用を支払い済の場合は、支援対象にはなりません。

【支援限度額（75.7万円）内の場合】
総額60万円の工事について、全額を応急修理として支援を受ける場合

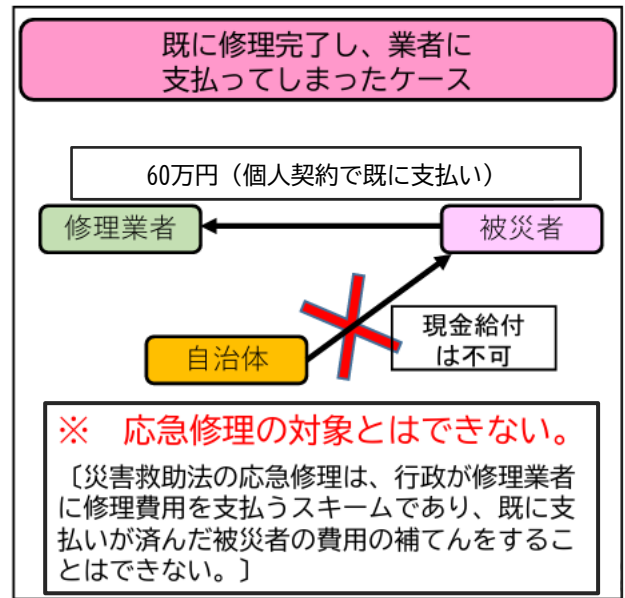
◎対象



◎対象



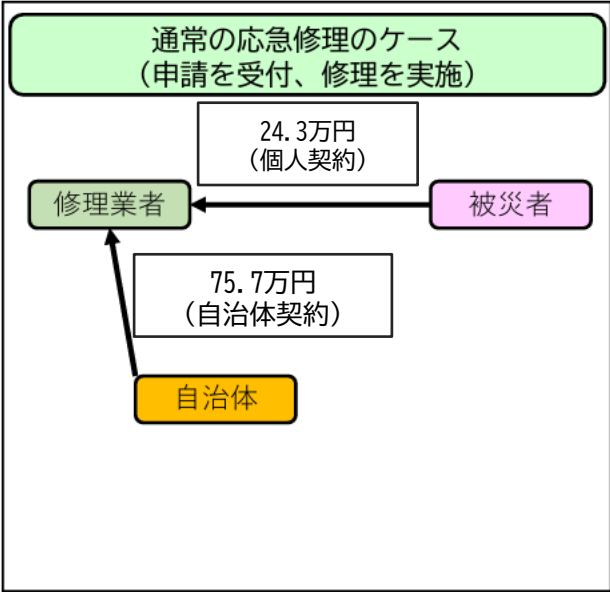
×対象外



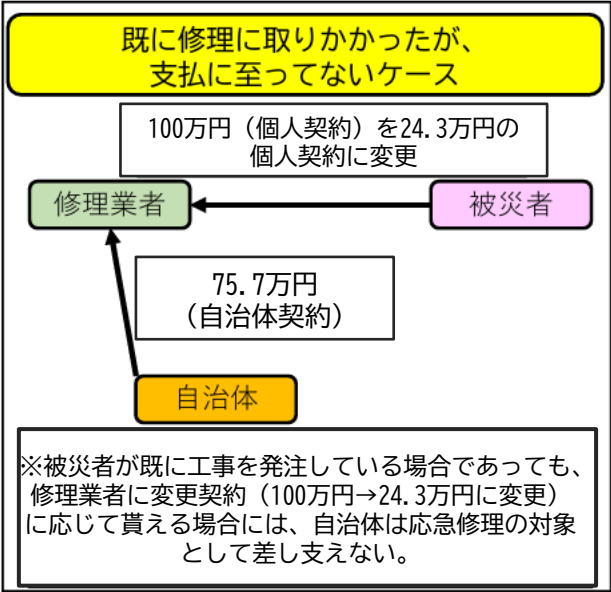
井戸の復旧等に関する留意事項(続き)

【支援限度額（75.7万円）を超えるの場合】
総額100万円の工事について、75.7万円を応急修理として支援を受ける場合

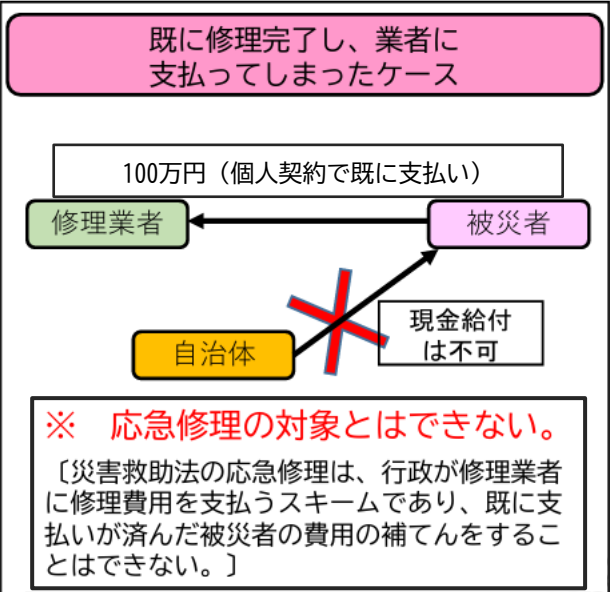
◎対象



◎対象



×対象外



※「災害救助法の制度概要（R7.10版）内閣府」を一部編集

きめ細やかな応急給水について

- 特に井戸利用者の多い球磨川・前川南側エリアにおいて、9月1日から、**既存の6か所の給水ポイントを23か所へ拡大**しています。
- 日本水道協会、国土交通省の給水車等により、引き続き地域住民に対するよりきめ細やかな応急給水を実施します。

